

香港特別行政区内におけるクリーン開発メカニズムプロジェクトの実施手順  
(仮訳)

第一条 中華人民共和国は「国連気候変動枠組条約」(以下「条約」と略称)及び「京都議定書」(以下、「議定書」と称する)の締約国である。香港特別行政府との協議の上、中央政府は、「条約」及び「議定書」を2003年5月より香港特別行政区(香港特区)に適用する旨を国連に連絡した。香港特区は「条約」及び「議定書」の下で、本土と共同で非附属書附属書I締約国が負うべき義務を履行しなければならない。

第二条 「議定書」の規定に基づき、クリーン開発メカニズムは「条約」附属書附属書附属書I国がその一部温室効果ガス排出削減義務を実現するため非附属書I国とプロジェクトにおける提携を実施するメカニズムであり、その目的は非附属書I国が持続可能な開発を実現し、「条約」の最終目標の実現を促進することに協力し、併せて附属書I国がその温室効果ガスの排出削減を実現することの承諾に協力することである。クリーン開発メカニズムの核心は附属書I締約国が非附属書I国と実施するプロジェクトレベルの提携を通して、プロジェクトが生み出す「認証排出削減量」を獲得することである。

第三条 国家が批准した「条約」及び承認した「議定書」の規定及び締約国会議の関連の決定に基づき、中央政府はクリーン開発メカニズムプロジェクト活動の効果的な展開を促進し、国家の権益を維持し、プロジェクト活動の秩序ある実施を保証するため、「クリーン開発メカニズムプロジェクト運行管理弁法」(以下、「管理弁法」と略称)を特に制定する。

第四条 「一国両制」の原則及び基本法の関連規定に基づき、「管理規則」を参照し、国家発展改革委員会が香港特区政府環境保護署と協議の上で、以下の香港特区内で実施するクリーン開発メカニズムプロジェクトの実施手順を制定する。

第五条 国家発展改革委員会は中央政府が展開するクリーン開発メカニズムプロジェクト活動の国家指定組織であり、香港特区政府環境保護署(香港環境保護署)は香港におけるクリーン開発メカニズムプロジェクトの連絡機構である。

第六条 香港特区の「公司条例」またはその他関連条例に基づき設立を登録または登記し、併せて有効な商業登記証を取得した企業は、香港特区内でクリーン開発メカニズムプロジェクトを実施することができる。プロジェクトは「条約」、「議定書」及び関連する締約国会議の決定に合致していなければならない。また中国または香港特区に「条約」及び「議定書」の規定以外の何らかの新たな義務を負わせてはならない。

第七条 香港特区内でクリーン開発メカニズムプロジェクトを実施するプロジェクト実施団体が提出する申請、報告及び資料は、香港環境保護署経由で提出しなければならない。香港環境保護署は資料一式を受領後、5 業務日以内に国家発展改革委員会に提出すること。何らかの問題がある場合、国家発展改革委員会は香港環境保護署経由でプロジェクト実施団体に通知する。

第八条 香港特区内で実施するクリーン開発メカニズムプロジェクトの申請を提出する際、プロジェクト実施団体が提出すべき文書には下記が含まれる。

- 1.クリーン開発メカニズムプロジェクトの申請書簡
- 2.クリーン開発メカニズムプロジェクトの行政許可申請表
- 3.クリーン開発メカニズムプロジェクト設計書（PDD）
- 4.プロジェクト工事の概況及び資金調達状況の関連説明（適用される場合には、香港特区の法律・規定に基づき環境影響評価を通過した旨の報告書承認書のコピーを含む）

提出文書の書式は国家発展改革委員会の具体的な要求に合致していなければならない。中国語版は簡体字中国語で表記されていなければならない。提出文書の数量は、国家発展改革委員会への提出用に加え、それぞれ別途 2 部を追加しなければならない。

第九条 国家発展改革委員会は「管理弁法」の規定に基づき、関連機構に委託し、申請プロジェクトに対して専門家を召集して審査評議を実施し、専門家の審査評議に合格したプロジェクトは審査理事会に審査を提起することができ、プロジェクト審査理事会が香港特区内で実施するクリーン開発メカニズムプロジェクトを審査する際、香港環境保護署は代表者を派遣して当該理事会における関係業務に参画すること。

第十条 具体的なプロジェクト建設工事のその他審査手順及び審査権限については、香港の開

連法規に基づき処理する。

第十一条 プロジェクト実施団体は「管理規則」の関連規定に基づき、香港環境保護署経由で国家発展改革委員会及び経営実体にプロジェクトの実施及びモニタリング報告を提出すること。クリーン開発メカニズムプロジェクト実施の質を保証するため、香港環境保護署は香港特区内で実施されるクリーン開発メカニズムプロジェクトに対して監察を実施し、併せて国家発展改革委員会に関連の結果を提出することができる。

第十二条 香港特区内で実施されるクリーン開発メカニズムプロジェクトの審査請求時に国外の購入側が決定していないため、温室効果ガス削減量枠の譲渡可能価格を提出できない場合には、プロジェクトが生み出す削減量を国家の口座に繰り入れることを PDD に明記しなければならない。プロジェクト実施機関は香港環境保護署経由で中央政府の国家指定組織に通知した後、国家の口座から振り替えて使用することができる。

第十三条 中央政府及び香港特区政府が香港特区内で展開するクリーン開発メカニズムプロジェクトには、エネルギー効率の向上、新エネルギー及び再生可能エネルギーの開発、及びメタンの回収利用が含まれ、認証排出削減量を譲渡して得られた収益については、当面何らの費用も徴収しない。

第十四条 本実施手順は 2008 年 6 月 6 日より施行する。